道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十七条の二並びに第二十八条第百二十五項、第百二十六項、第百二十九項及び第百三十項中、「平成二十三年八月三十一日」を「平成二十三年九月三十日」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第七百二十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

吉右衛門川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和二十三年総理府告示第九十三号で指定した土地の区域を除く。）

福岡県田川郡福智町弁城

八六四番一　一号及び八号
八八三番一　二号
六八一番一地先道路敷　三号
六五一番　四号
六三四番一　五号
六七九番　六号
八八三番二　七号

○国土交通省告示第七百二十七号

水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）第四条の規定により、次のとおり水先人の免許を与えたので、水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）第二条の規定に基づき、告示する。

平成二十三年七月六日

国土交通大臣　大畠　章宏

一　一級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第一八九九号	甲田　敏明	熊本県	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区
第一九〇〇号	神保　和雄	神奈川県	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区

二　三級水先人

免許番号	氏名	本籍の都道府県名	免許年月日	水先区の名称
第三〇〇〇〇一号	室村　理子	東京都	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区
第三〇〇〇〇二号	大矢　賢太	茨城県	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区
第三〇〇〇〇三号	野村　知意	東京都	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区
第三〇〇〇〇四号	蒲生　峰人	奈良県	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区
第三〇〇〇〇五号	西川　明那	京都府	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区
第三〇〇〇〇六号	日向野史崇	北海道	平成二十三年六月二十四日	東京湾水先区
第三〇〇〇〇七号	大原　一輝	三重県	平成二十三年六月二十四日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇〇八号	西田　峰史	和歌山県	平成二十三年六月二十四日	伊勢三河湾水先区
第三〇〇〇〇九号	木村　知幸	愛知県	平成二十三年六月二十四日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一〇号	篠崎　啓二	富山県	平成二十三年六月二十四日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一一号	齊藤　望	大阪府	平成二十三年六月二十四日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一二号	南部　裕之	兵庫県	平成二十三年六月二十四日	大阪湾水先区
第三〇〇〇一三号	平野　栄樹	徳島県	平成二十三年六月二十四日	内海水先区
第三〇〇〇一四号	和田　英之	京都府	平成二十三年六月二十四日	内海水先区
第三〇〇〇一五号	辻井　勝人	山口県	平成二十三年六月二十四日	内海水先区
第三〇〇〇一六号	笹浪真之介	兵庫県	平成二十三年六月二十四日	関門水先区

○海上保安庁告示第百三十九号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年七月六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構　東京都港区虎ノ門二丁目一〇番一号

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域　北緯三五度五九分三六秒東経一三一度二分五五秒、北緯三五度四二分二九秒東経一三〇度四二分三三秒、北緯三五度三三分五三秒東経一三〇度三三分五七秒、北緯三五度一八分二三秒東経一三〇度二三分九秒、北緯三五度七分一一秒東経一三〇度一六分一六秒、北緯三五度六分五九秒東経一三〇度七分二二秒、北緯三五度四分一七秒東経一二九度四〇分三四秒、北緯三四度五三分三五秒東経一二九度四二分一七秒、北緯三四度五五分四三秒東経一三〇度二五分二〇秒、北緯三五度五四分二一秒東経一三一度一二分三八秒の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年七月十日から平成二十三年八月三十一日まで

三　水路測量の実施方法　GPSによる測位、マルチチャンネル反射法による音波探査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　水路通報第二十六号（平成二十三年七月一日発行）、七管区水路通報第二十五号（平成二十三年七月一日発行）、八管区水路通報第二十五号（平成二十三年七月一日発行）

○東北地方整備局告示第百二十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年七月六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年七月六日

東北地方整備局長　徳山日出男

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	宮城県本吉郡南三陸町志津川字大久保五番二から同町志津川字塩入一七六番二まで	東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年七月六日

○関東地方整備局告示第三百十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月六日

関東地方整備局長　下保　修

別表の指定番号九の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　本社　東京都渋谷区代々木一丁目五十八番十号
ロ　山梨センター　山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号」を

「イ　東京センター　東京都渋谷区代々木一丁目六十番五号
ロ　山梨センター　山梨県甲府市宝一丁目二十一番二十号」に改める。